

暴力団排除に関する誓約書

令和 年 月 日

(あて先) 筑紫野市長

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

私(当社及び当社役員)は、下記事項について誓約します。

また、本誓約書及び役員名簿等が筑紫野市総務部危機管理課及び福岡県警察本部に提供されることに同意します。

なお、これらの事項に反した場合、競争入札参加資格の取り消し並びに契約の解除等、貴市が行う一切の措置について意義の申し立てを行いません。

記

私(当社及び当社役員)は、次のいずれにも該当しません。

- 1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)(以下、「暴対法」という。)第32条第1項各号に掲げる者。
- 2 暴対法第2条第6号に規定する暴力団員(以下、「暴力団員」という。)又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの。

【関係規定】

【参考】暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律
(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 暴力的不法行為等 別表に掲げる罪のうち国家公安委員会規則で定めるものに当たる違法な行為をいう。
- 二 暴力団 その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- 三 指定暴力団 次条の規定により指定された暴力団をいう。
- 四 指定暴力団連合 第四条の規定により指定された暴力団をいう。
- 五 指定暴力団等 指定暴力団又は指定暴力団連合をいう。
- 六 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

(国及び地方公共団体の責務)

第三十二条 国及び地方公共団体は、次に掲げる者をその行う売買等の契約に係る入札に参加させないようにするための措置を講ずるものとする。

- 一 指定暴力団員
- 二 指定暴力団員と生計を一にする配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)
- 三 法人その他の団体であつて、指定暴力団員がその役員となっているもの
- 四 指定暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者(前号に該当するものを除く。)